

宮城県警察物品調達等指名委員会規程

平成12年9月11日
宮城県警察本部訓令第18号

宮城県警察物品調達等指名委員会規程を次のように定める。

宮城県警察物品調達等指名委員会規程

宮城県警察物品調達等指名委員会規程（昭和59年宮城県警察本部訓令第9号）の全部を改正する。

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、別に定めるもののほか、財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）第106条及び第109条並びに物品調達等指名委員会規程（平成12年宮城県訓令乙第2号）に基づき、物品の購入、借受け又は役務の調達（以下「物品の調達等」という。）に係る指名競争入札に参加することができる者の指名及び随意契約の見積書を徴する相手方の選定（以下「指名等」という。）、調達しようとする物品の機種、銘柄等の選定（以下「調達物品の選定」という。）並びに物品の調達等に係る指名等及び調達物品の調査検討を行う指名委員会の運営等について必要な事項を定めるものとする。

第2章 警察本部指名委員会

（設置）

第2条 次の各号に掲げる事項を所掌する宮城県警察本部指名委員会（以下「本部指名委員会」という。）を設置する。

- (1) 1件1,500万円以上3,000万円未満の物品（知事が別に定める物品に限る。）の購入に係る指名等及び調達物品の選定
- (2) 予定賃借料の総額が1件2,000万円以上3,000万円未満の物品の借受けに係る指名等及び調達物品の選定
- (3) 1件2,000万円以上3,000万円未満の役務の調達に係る指名等
- (4) 特別指名委員会に係る物品（知事が別に定める物品に限る。）の調達等に係る指名等及び調達物品の選定の調査検討

（組織等）

第3条 本部指名委員会の委員は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総務部長
- (2) 庶務担当課（総務部総務課、警務部警務課、生活安全部生活安全企画課、地域部地域課、刑事部刑事総務課、交通部交通企画課及び警備部公安課をいう。）の長、刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策課長及び仙台市警察部庶務課長
- (3) 総務部会計課長
- (4) 総務部長が指定する者

2 本部指名委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は総務部長の職にある者、副委員長は総務部会計課長の職にある者をもって充てる。

（庶務）

第4条 本部指名委員会の庶務は、総務部会計課において処理する。

第3章 会計課指名委員会

(設置)

第5条 総務部会計課に、次の各号に掲げる事項を所掌する会計課指名委員会（以下「課指名委員会」という。）を設置する。

- (1) 1件1,500万円未満の物品（知事が別に定める物品に限る。）の購入に係る指名等及び調達物品の選定
- (2) 予定賃借料の総額が1件2,000万円未満の物品の借受けに係る指名等及び調達物品の選定
- (3) 1件2,000万円未満の役務の調達に係る指名等
- (4) 本部指名委員会に係る物品（知事が別に定める物品に限る。）の調達等に係る指名等及び調達物品の選定の調査検討

(組織等)

第6条 課指名委員会の委員は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総務部会計課長
- (2) 総務部会計課の管理官又は次長
- (3) 総務部会計課会計調査官
- (4) 総務部会計課課長補佐
- (5) 総務部会計課長が指定する者

2 課指名委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は総務部会計課長の職にある者を、副委員長は総務部会計課の管理官又は次長の職にある者をもって充てる。

(庶務)

第7条 課指名委員会の庶務は、総務部会計課において行う。

第4章 警察署指名委員会

(設置)

第8条 警察署に、次の各号に掲げる事項を所掌する警察署指名委員会（以下「署指名委員会」という。）を設置する。

- (1) 知事が別に定める物品の購入に係る指名等及び調達物品の選定
- (2) 1件500万円未満の物品（重要物品及び知事が別に定める物品を除く。）の購入に係る指名等及び調達物品の選定
- (3) 予定賃借料の総額が1件2,000万円未満の物品の借受けに係る指名等及び調達物品の選定
- (4) 1件2,000万円未満の役務の調達に係る指名等

(組織等)

第9条 署指名委員会の委員は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 警察署長
- (2) 副署長又は次長
- (3) 会計課長
- (4) 警務課長
- (5) 地域課長

(6) 交通課長

(7) 警察署長が指定する者

2 署指名委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は警察署長の職にある者、副委員長は副署長又は次長の職にある者をもって充てる。

(庶務)

第10条 署指名委員会の庶務は、会計課において行う。

第5章 会議等

(会議等)

第11条 指名委員会の会議は、必要の都度委員長が招集する。

2 委員長は、指名委員会に関する事務を総理し、会議の議長となる。

3 指名委員会の会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

4 委員長は、必要があると認めるときは、指名委員会の会議に関係職員の出席を求め、意見を徴することができる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議)

第12条 指名委員会における物品の調達等に係る指名等、調達物品の選定又は物品の調達等に係る指名等及び調達物品の選定の調査検討に当たっては、指名業者内申書（別記様式）に基づき、当該物品の調達等に最も適切な者を選ぶよう、慎重に審議を重ねるとともに、その過程については、絶対に外部に漏れることのないように注意しなければならない。

(決定等)

第13条 指名委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 本部指名委員会及び課指名委員会の委員長は、物品の調達等に係る指名等及び調達物品の選定の調査検討を終了したときは、その結果を、課指名委員会にあっては本部指名委員会に、本部指名委員会にあっては特別指名委員会に速やかに送付するものとする。

(専決処分)

第14条 災害その他緊急の必要により物品の調達等を行う場合において、指名委員会を招集するいとまがないときは、委員長は、前条第1項の規定にかかわらず、当該所掌事項を専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、委員長は、次回の指名委員会の会議に報告しなければならない。

(審議の省略)

第15条 第2条、第5条及び第8条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合であって、契約執行者が適当と認めるときは、指名委員会における審議を省略することができる。

(1) 競争入札の結果、落札者が不在の場合において、当該入札に引き続き、歳入の原因となる契約にあっては最高価格の入札者から、歳出の原因となる契約にあっては最低価格の入札者から、順次、随意契約の相手方として協議を行うとき。

- (2) 1件の金額が、財務規則第107条の3に規程する随意契約ができる限度額（ただし、印刷物については160万円）以下の物品の調達等に係る指名等又は調達物品の選定を行うとき。

第6章 雑則

(運用上の細部事項)

第16条 指名委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成12年9月14日から施行する。

附 則（平成13年6月1日本部訓令第15号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月24日本部訓令第6号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月23日本部訓令第5号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月17日本部訓令第5号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年5月13日本部訓令第10号）

この訓令は、平成22年6月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日本部訓令第15号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年9月30日本部訓令第22号）

この訓令は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日本部訓令第8号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

